

# 八王子市立学校における 不登校児童・生徒の出席の 取り扱いに関するガイドライン

## 本市の方針

- 学校、保護者、関係機関が十分な連携を図り、不登校児童・生徒の社会的自立に向けた努力を積極的に認めていきます。
- 不登校児童・生徒の実態に応じた情報共有や支援、働き掛けを学校、保護者、関係機関が連携して行っていきます。

## 「出席」とは

本市では「出席」を以下のように考えています。

- ①授業日の学校に登校すること
  - ②授業日の学校に登校することに相当するものとして、不登校児童・生徒が、学校外の公的機関や民間施設に通い、社会的自立に向かう指導・相談を受けること
  - ③授業日の学校に登校することに準じるものとして、不登校児童・生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動の指導・相談を受けること。
- ※②③を出席扱いにする際は、権限を有する在籍校の校長が、当該児童・生徒への支援・指導や学習への取組状況等を把握していることを前提とする。

※参考 ここでいう「不登校児童・生徒」とは、「前年度30日以上欠席した児童・生徒」又は「1ヶ月で3日以上欠席した児童・生徒」のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にある者（ただし、病気や経済的な理由による者を除く）

令和6年（2024年）6月

八王子市教育委員会

# ① 学校の授業日に登校する

↓ ※難しい場合

② 適応指導教室で相談・指導を受ける  
その他の公的機関や民間施設で相談・指導を受ける

③ 自宅においてICT等を活用した学習活動を行う

## 学校



連携・協力  
(面談等)

保護者と学校の間  
十分な連携・協力関係が保たれている  
不登校児童・生徒の社会的な自立に向けた懸命の努力を出席として認めることについて、  
学校と保護者が相互に必要な情報を提供し、  
緊密な連携のもとに支援する。



保護者と状況について  
意見交換

※実施報告は、月1回以上を目安とする

校長の  
確認及び判断

出席扱いとする



本人・保護者

報告書の提出

# ① 授業日に登校

## ② 公的機関

適応指導教室 「ぎんなん」(教育センター内)  
「松の実」(鹿島小学校内)  
→在籍校への復帰をめざす  
「やまゆり」(高尾山学園内)  
→高尾山学園への転入をめざす



### 八王子市教育委員会が不登校児童・生徒のための教育機会と認めるもの

- ・八王子青年会議所主催「キラキラまちごと」(職場体験)
- ・東京八王子南ロータリークラブ主催の職場体験
- ・子どもの未来を創造性豊かにする広域活動(特定分野に特異な才能のある児童・生徒への支援)

### 出席扱い等の要件

- ☑保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれている。
- ☑当該施設に通所又は入所して相談・指導を受けている。
- ☑当該施設における相談・指導が個々の児童・生徒にとって適切である。
- ☑当該施設における相談・指導が不登校児童・生徒の社会的な自立をめざすものである。
- ☑不登校児童・生徒が登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施している。

## ② 民間の相談・指導施設

フリースクール等



※ここでいう「フリースクール等」とは、不登校児童・生徒の教育機会や居場所の提供を趣旨とした施設とする。

### 出席扱い等の要件

- ☑当該児童・生徒が公的機関での指導機会が得られない。もしくは通うことができない。
- ☑児童・生徒本人や保護者の希望がある。
- ☑民間施設における相談・指導が児童・生徒にとって適切である。
- ☑児童・生徒の学習支援や指導経過につき、保護者等に情報提供がなされている。
- ☑児童・生徒の人命や人格を尊重した人間味ある温かい相談や指導が行われている。
- ☑体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていない。
- ☑相談・指導の対象となる者が当該施設の相談・指導体制に応じて明確にされている。
- ☑指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制が明示されている。
- ☑児童・生徒のタイプや状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われている。
- ☑我が国の義務教育制度を前提としたものである。
- ☑相談・指導スタッフは児童・生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導に熱意を有している。
- ☑専門的なカウンセリング等の方法を行うにあたっては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を具えた指導スタッフが指導にあっている。
- ☑学校と施設が相互に児童・生徒を支援するために、児童・生徒のプライバシーにも配慮し、必要な情報を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれている。

## ③ 自宅におけるICT等 ※同時双方向性が確保された学習環境が原則

### 出席扱い等の要件

- ☑保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれている。
- ☑訪問等により、対面指導が適切に行われている。
- ☑当該児童・生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムが提供されている。
- ☑不登校児童・生徒の自立を助ける上で有効・適切であると判断できる。
- ☑当該児童・生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けられない場合である。
- ☑ICT(コンピュータやインターネット、遠隔教育システムなど)や郵送、FAXなどを活用して提供される学習活動である。  
(ただし、同時双方向性が確保された学習環境を原則とする。)
- ☑不登校児童・生徒が登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動である。
- ☑対面指導を行う者や保護者との定期的な連絡会等を実施するなどして、対面指導や学習活動についての状況について、校長が十分に把握できる。



# 出席扱いを判断するための報告について

## (1) 民間施設の相談・指導状況等報告書(参考様式1)

八王子市立〇〇〇〇〇〇学校長 様 (例) 令和〇年(20〇〇年)〇月〇〇日

施設名  
責任者名 (役職) 氏名

相談・指導状況等報告書

このことについて、貴校に在籍する「児童・生徒」として、下記のとおり、当該施設で相談・指導を行ったので報告いたします。

記

通所日	通所時間	相談・指導等内容	備考
〇月〇日(〇)	〇:00~〇:00	(例) 個別学習支援(国語、数学)、 ジャガイモの栽培体験、心理士による個別面談	(例) 保護者(母)が 同伴で来所し、個別面 談実施
〇月〇日(〇)	〇:00~〇:00		
〇月〇日(〇)	〇:00~〇:00		
〇月〇日(〇)	〇:00~〇:00		
〇月〇日(〇)	〇:00~〇:00		

2 所見

### 1 指導・相談状況

通所日	通所時間	相談・指導等内容	備考
〇月〇日(〇)	〇:00~〇:00	(例) 個別学習支援(国語、数学)、 ジャガイモの栽培体験、心理士による個別面談	(例) 保護者(母)が 同伴で来所し、個別面 談実施
〇月〇日(〇)	〇:00~〇:00		
〇月〇日(〇)	〇:00~〇:00		
〇月〇日(〇)	〇:00~〇:00		

校長は、当該施設等の責任者が作成する「相談・指導状況等報告書」を確認し、出席扱いの要件を満たしていると判断できる場合に出席扱いにすることができる。

- 【必要な項目】**
- ・施設名、責任者名、連絡先
  - ・通所日、時間
  - ・相談・指導等内容の概要
  - ・所見
- ※月1回以上を目安に報告



## (2) 自宅におけるICT等を活用した学習活動の実施報告(参考様式3)

〇月〇日(月)	〇月〇日(火)	〇月〇日(水)	〇月〇日(木)	〇月〇日(金)
(例) 9:00 〇〇さんと面談(√ LP)	(例) 9:00 社会のワーク LP)	(例略)	(例略)	(例略)
9:30 国語の授業(オンラ イン)	9:30 社会の授業(オンラ イン)			
10:30 英語の授業(オンラ イン)	10:30 デキタスの英語(√ LP)			
11:30 デキタスの数学(√ LP)	11:30 理科の授業(オンラ イン)			

- 【必要な項目】**
- ・保護者氏名または確認欄
  - ・年月日時
  - ・学習内容及び学習状況
  - ・「学習活動を提供する者(担任等)」の確認
  - ・校長の確認
- ※オンライン教育支援センター「はちっこる一む」の利用者の内、適応指導教室を通じて利用している場合は実施報告の必要ありません。(実施報告は、適応指導教室から行います。)
- ※報告は1日単位、1週間単位、1ヶ月単位など、児童・生徒の状況に応じて行う。ただし、月1回以上の報告を目安とする。

## ※学校が学習評価に反映させるための様式(任意)

### 学習状況等報告書(参考様式2)

校長は、学校外の公的機関や民間施設における学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断するための資料として、当該施設等の責任者に「学習状況等報告書」の作成及び提出を求めることができる。

- 【必要な項目】**
- ・施設名、責任者名、連絡先
  - ・教科等名や単元名等
  - ・学習日及び学習内容
  - ・学習状況等
- ※必要に応じて報告

### 【監修者コメント】

時代や社会の変化に伴い、学校教育が直面している課題は複雑化・多様化し、一人の教員あるいは一つの学校だけでは解決できない問題が山積しています。不登校をめぐる課題は、現在の学校教育が抱えている最も重大で喫緊の課題であるとともに、児童・生徒一人一人の教育の機会をいかに確保するか、また学校の役割とは何かという問いを私たちに投げかけているものと考えます。

八王子市教育委員会ではこれまで、各学校と緊密な連携を図るとともに、教育委員会組織のみならず、市の行政機能を取り込んだ「つながるプラン」などを通して不登校対策に取り組んできたところです。

今般、学校に登校できない児童・生徒が、学校外で取り組んでいる懸命な学びに向けた努力を可視化し、適切に評価していくことで、不登校の児童・生徒の出席を認めていくための考え方について「八王子市立学校における不登校児童・生徒の出席と取扱いに関するガイドライン」として整理しました。

本ガイドライン作成の趣旨を十分に御理解いただくとともに、不登校児童・生徒が学校外において取り組んでいる学びに向けた努力を受け止め、学校と連携した不登校児童・生徒の社会的自立に向けた取組の一層の充実に御理解、御協力いただくよう、お願いいたします。

八王子市教育委員会教育委員(東京学芸大学教職大学院・特任教授) 伊東 哲

**【問い合わせ】**  
八王子市教育委員会 学校教育部 教育指導課  
指導主事 電話：042-620-7412 ファックス：042-627-8811

